

○弘前地区環境整備事務組合議会議員全員協議会要綱

〔平成31年3月5日
議会告示第1号〕

(目的)

第1条 この要綱は、弘前地区環境整備事務組合議会会議規則（平成31年弘前地区環境整備事務組合議会規則第1号）第92条に規定する議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 全員協議会は、全議員をもって構成する。

(招集)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、全員協議会を招集する。

(議長の職務)

第4条 議長は、全員協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長がともに事故があるとき又はともに欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(出席要求)

第6条 議長は、必要と認めるときは管理者その他関係者の出席を求めて、その説明、意見等を聴き、又は質疑を行うことができる。

(傍聴及び記録)

第7条 全員協議会の傍聴については、弘前地区環境整備事務組合議会傍聴規則（平成19年弘前地区環境整備事務組合議会規則第1号）の例による。

2 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会に関し必要な事項は、議長が全員協議会で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。